

1 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成11年金融庁告示第六号）

改 正 案	現 行
<p>第5条 利用目的による制限（法第16条関連）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>① 法令に基づく場合</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国税通則法</u>（昭和37年法律第66号）第74条の2から第74条の6に基づいて税務当局が行う質問検査及び国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第1条等に基づいて収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査に応じる場合 ・ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条に基づく捜査関係事項照会に応じる場合 ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第8条第1項に基づき疑わしい取引を届け出る場合 ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合 ・ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項に基づく弁護士会の照会に応じる場合 <p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求める能够の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じない能够の場合は、金融分野における個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>②～④ （略）</p>	<p>第5条 利用目的による制限（法第16条関連）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>① 法令に基づく場合</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>所得税法</u>（昭和40年法律第33号）第234条第1項等に基づいて税務当局が行う質問検査及び国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第1条等に基づいて収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査に応じる場合 ・ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条に基づく捜査関係事項照会に応じる場合 ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第8条第1項に基づき疑わしい取引を届け出る場合 ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合 ・ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項に基づく弁護士会の照会に応じる場合 <p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求める能够の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じない能够の場合は、金融分野における個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>②～④ （略）</p>

第7条 適正な取得（法第17条関連）

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第17条に従い、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。事業者は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、個人情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた個人情報であること等を知った上で当該情報を取得してはならない。

第三者からの提供（法第23条第1項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第2条第2号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（第13条第4項の規定（法第23条第2項・第3項）参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

第12条 委託先の監督（法第22条及び基本方針関連）

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、法第22条に従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2 (略)

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱って

第7条 適正な取得（法第17条関連）

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第17条に従い、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。事業者は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、個人情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた個人情報であること等を知った上で当該情報を取得してはならない。

第12条 委託先の監督（法第22条及び基本方針関連）

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、法第22条に従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2 (略)

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱って

いると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならない。

具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば、以下を実施すること。

① 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直さなければならない。

なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。

② 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は隨時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直さなければならない。

なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

いると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならない。

具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば、

① 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直すこと

② 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的又は隨時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置の見直すことを行わなければならない。